

KANADE Business Compass

知っておきたい技術者の”兼務”の条件 / 建設業者に必要な「労働保険」とは？

【建設業のギモン②】「営業所と現場」「現場と現場」、技術者の”兼務”の条件とは？

前月のニュースレターでは、「営業所に置く技術者（※営業所技術者等）」と「現場に配置する技術者（主任技術者・監理技術者）」の違いについて解説しました。今回は、その続編としてお客様から多く寄せられるご質問、「結局、うちの技術者は兼務できるの？」にお答えします。この兼務の可否は、法令遵守はもちろん、効率的な人員配置にも関わる重要なポイントです。その条件を、ケースごとに見ていきましょう！

※営業所技術者等とは、旧：専任技術者のことで、現在では法令上「営業所技術者」「特定営業所技術者」をまとめて営業所技術者等と呼びます。

 はじめに、どちらのケースにも関わる大前提として、現場に配置する技術者の「専任を要する工事」とはなにかを一緒に確認しましょう！

◆専任の監理・主任技術者が必要となる工事◆
請負金額 **4,500 万円**（建築一式工事は **9,000 万円**）
以上の個人住宅・長屋を **除く** ほとんどの工事です！



CASE 1 「営業所技術者等」と「現場の技術者」の兼務

 うちの営業所技術者に、今度始まる工事の現場の技術者も兼ねてほしいんだけど…可能かな？

はい、社長！その工事が、冒頭で説明した「専任を要しない工事」であれば、さらに以下の4つの条件をすべて満たすことで兼務が可能になりますよ！


兼務の要件（現場の技術者を専任で配置する必要がない工事）			
当該営業所において、 契約が締結された工事であること	1	2	工事現場と営業所が <u>近接していること</u>
当該営業所との間で 常時連絡をとりうる体制 にあること	3	4	<u>直接的かつ恒常的な 雇用関係にあること</u>

CASE 2 複数の「現場の技術者」の兼務

 かなでくん、今2つの現場を担当していてどちらの現場も主任技術者として配置されているんだ…これって大丈夫かな？

どちらの工事も主任技術者の『専任を要しない工事』であれば、複数の現場の主任技術者を兼務することも可能です！


◆専任が**必要**な工事◆
他の工事現場の技術者・営業所技術者等との兼任は不可。※一定の要件を満たす場合は営業所技術者等との兼務は可能。なお専任特例を活用する場合を除く。

◆専任が**不要**な工事◆
専任が必要な工事以外の工事であれば、主任技術者は複数の工事現場の兼務が可能です。※職務を誠実に行うことが可能な範囲に限る



今回解説した内容は、国土交通省中部地方整備局のHPに掲載されているパンフレット「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて（令和7年2月）」、

P10～ **問5 専任の監理・主任技術者が必要な工事とは** と合わせてお読みいただくのがおすすめです。

技術者の兼務ルールは、建設業法の中でも特に複雑です。今回解説したケース以外にも様々なケースが考えられるため、金額要件や工事の種類、場所など、様々な要素を総合的に判断する必要があります。「このケースはどうだろう？」と少しでも迷われた際は、左記パンフレットをご覧いただくか、かなで行政書士法人にご相談ください！

【社会保険労務士が解説！】建設業者に必要な「労働保険」とは？

「労働保険」と一括りにされがちですが、建設業の会社では、その働き方の特性から、実は3つの異なる労働保険関係を管理する必要があります。「うちの会社は、どの保険に入っているんだろう？」と迷われた経験はありませんか？
今回は、建設業の事業主様が必ず知っておきたい「3つの労働保険」の役割と違いについて、分かりやすく解説します。

💡 建設業、3つの労働保険とは？

労働保険は、「労働者災害補償保険（以下、労災保険）」と「雇用保険」の総称です。建設業は、保険料の申告・納付等をそれぞれ別個に行う『二元適用事業』に該当するため、まず「①雇用保険」が独立します。さらに「労災保険」が、「②事務所・工場の労災保険（事務所労災）」と「③工事現場の労災保険（現場労災）」の2種類に分かれます。そのため、結果として3つの労働保険関係を管理する必要があります。それぞれの違いを見ていきましょう！

①雇用保険

労働者が失業した場合等に必要な給付が受けられます。
元請・下請に関係なく、**該当する雇用保険資格者がいる場合は加入**します。

②事務所・工場の労災保険（事務所労災）

工事現場以外の業務を行う労働者に業務上・通勤途上に災害が起きた場合に必要な給付が受けられます。
元請・下請に関係なく**従事する労働者がいる場合は加入**します。

③工事現場の労災保険（現場労災）

工事現場で働く労働者に業務上・通勤途上に災害が起きた場合に必要な給付が受けられます。
元請工事を行う事業場が加入します。



建設業における事務所労災と現場労災について、図で確認してみよう！

かなで建設株式会社

工事現場以外：事務所労災



※状況に応じてどちらかが適用されます

※但し、下請工事のときは、元請会社の現場労災が適用されます

このように、建設業では「誰が」「どこで」働くかによって、適用される労災保険が異なります。これらの保険を正しく理解し、手続きを行うことは、大切な従業員を守り、ひいては会社の信頼を守ることに繋がります。「うちの事務所労災、ちゃんと加入できているかな？」など、疑問点がございましたら、かなで労務パートナーズへいつでもお気軽にご相談ください。

編集後記 - Editor's Note-

私事ですが、9月1日に社会保険労務士事務所「かなで労務パートナーズ」開業1周年を迎えました。さらっと開業したので開業したぞ！という実感が湧いておりませんでした。1年経ってもまだ湧いておりません。2年目こそは開業した実感が湧くくらい、社会保険労務士としても皆様のお役に立てるように、頑張ります。今後ともどうぞよろしく願いいたします。(内島)



▼KANADE business Compassのバックナンバーをお読みいただけます。翌月号もこちらからぜひご覧ください！



▼かなで行政書士法人の公式LINEです。お問い合わせもこちらからしていただけます。今月号の感想もぜひお送りください！



▼かなでくんLINEスタンプ絶賛発売中！大変使いやすいラインナップとなっておりますので、一度覗いてみてください。